

2022年9月30日
丸紅新電力株式会社

中国電力ネットワーク株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

1. 対象地域

【災害救助法が適用された地域】

〔山口県〕下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽、小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町

【上記に隣接する地域】

〔島根県〕益田市、鹿足郡津和野町、鹿足郡吉賀町
〔広島県〕大竹市、廿日市市

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日※1の延長

被災されたお客さまの2022年8月（支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限ります。）、9月、10月および11月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

(2) 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災以降、全く電気を使用されない場合には、お客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

(3) 基本料金の一部免除

被災されたお客さま※2で、電気設備が災害のため復旧までに一時使用不能となった場合、2023年3月末日までは、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

※1：支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2：基本料金を申し受ける料金メニューをご契約のお客さまに限ります。

以上

日本の元気を日本の電気で100年先まで、結ぶ。

